

震災の影響いまなお…

岩手県北東部に位置する野田村は、人口約4,600人で太平洋沿岸に面する地域です。東日本大震災では、津波の影響などにより死者37人、家屋512棟などに被害がありました。

秋田市では、秋田県と岩手県が今年2月に締結した「災害廃棄物の処理に関する基本協定」に基づき、岩手県から協力依頼があった、沿岸北部4市町村のうち、野田村の震災がれきを受け入れる準備を進めてきました。



岩手県野田村に残る震災がれき(今年6月13日、環境省撮影)

岩手県野田村の震災がれきを受け入れへ 東北の一員として被災地復興を支援

市総合環境センターで岩手県野田村の災害廃棄物(震災がれき)の試験溶融を行いました。その結果、安全性が確認できましたので8月下旬から受け入れを始めます。

問い合わせ

今後のがれき受け入れのスケジュールなど
 …環境都市推進課 ☎(8363)6032
 がれきの処理やモニタリング、試験溶融の結果
 …総合環境センター ☎(839)4816
<http://www.city.akita.jp/city/ev/cp/saigaihaikibutu.htm>



5月に行われた試験溶融の際の震災がれき搬入の様子

5月に秋田市総合環境センター(河辺豊成)で、岩手県野田村の災害廃棄物(がれき)の試験溶融を行いました(※)。その結果、安全性が確認できたことや、市民のみなさんから被災地支援を求める声が上がっていることから、6月議会での議決を経て、8月下旬から、がれきの受け入れを始めます。

受け入れと処理にあたっては、空間放射線量率や放射性物質濃度といった放射能に関する数値をしっかりとモニタリング(観測)します。なお、測定項目・頻度は、国と県のガイドラインに基づいたものですが、市では市民のかたからの要望に沿って測定箇所と頻度を増やしたほか、独自に岩見川も測定します。

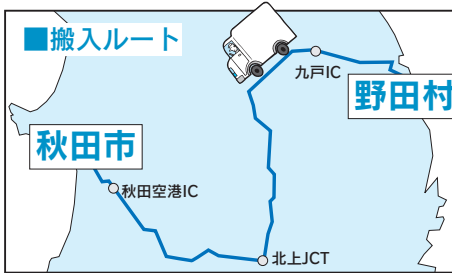
※がれきの放射性物質濃度などの数値に問題はありませんでした。詳しくは、広報あきた6月15日号・7月6日号、市ホームページをご覧ください。

スケジュールなど

受け入れ期間 ▼ 8月下旬から平成26年3月末まで

受け入れるがれき(次の①〜③を満たすもの) ▼ ①岩手県野田村で発生した可燃系混合廃棄物 ②放射性セシウム濃度が1キロ当たり100ベクレル以下 ③PCB(ポリ塩化ビフェニル)やアスベストなどの危険物を含まない

受け入れる量 ▼ 平成24年度は8千500ト、25年度は1万2千ト(いずれも予定最大量)



*できるだけ住宅地を避けて運びます。

搬入ルート(上図参照) ▼ 野田村から八戸自動車道九戸ICへ東北自動車道へ秋田自動車道秋田空港ICへ秋田市総合環境センター(河辺豊成)

放射能の測定

*結果はホームページで随時公表。

搬出前(野田村)

測定項目	測定対象	測定頻度
空間放射線量率	がれきの選別・破砕エリア	午前と午後1回ずつ
放射線濃度	搬出車両	1台ごと
遮蔽線量率	がれき	搬出日に1回
放射性物質濃度	がれき	受け入れ1週間前に1回 受け入れ開始後に月1回

搬入後(秋田市)

測定項目	測定対象	測定頻度
空間放射線量率	周辺地域12か所	月2回以上
放射性物質濃度	敷地境界4か所	受け入れ1週間前に1回 受け入れ開始後に週1回
	搬入車両	1日1台以上
	飛灰、スラグ、メタル	月1回 *1日1回簡易測定を実施
	排ガス	月1回
	排水処理をした放流水 施設付近の地下水 岩見川の河川水・川底	月1回



放射能測定器



小児科と耳鼻咽喉科の担当医が診察します。

小児科と耳鼻咽喉科



9月1日(土)から 夜間・休日の応急診療は 市立病院が引き継ぎます

昭和50年に開設した市立夜間休日応急診療所。37年間で約34万人のかたに利用していただきましたが、この8月31日(金)にその幕を閉じることになりました。

9月から市立秋田総合病院に小児科と耳鼻咽喉科の初期診療部門を設置して、夜間・休日の診療を行います。それぞれの担当医が常駐してみなさんの急な病気などに対応します。

9月1日(土)から…
市立秋田総合病院
川元松丘町4-30
☎(823)4171

8月31日(金)まで…
夜間休日応急診療所
千秋久保田町6-17
☎(835)2222
☎(832)3333



9月1日からの診療時間(市立病院)

	平日	土日、祝日
小児科	24時間 *8:30~17:00は 一般外来で診察	9:30~ 22:30
耳鼻咽喉科	19:30~22:30	



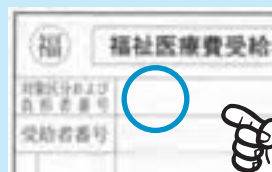
問い合わせ

市立秋田総合病院☎(823)4171(代表)
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ho/newho/>
または市保健所保健総務課☎(883)1170



保育所や幼稚園の保育料を助成します すこやか子育て支援事業の 更新・新規の申請を

問い合わせ 子ども育成課☎(866)2094
*福祉医療費は障がい福祉課☎(866)2093



ここが「73」「74」「75」「76」のかたが対象

*所得税額の確認のため源泉徴収票などを提出していただくことがあります。なお、税の年少扶養控除と特定扶養控除は平成23年分から廃止されましたが、この事業の課税・非課税の判別には適用します。

所得税課税世帯	所得税非課税世帯	ひとり親世帯	対象者	助成額
保育料の4分の1	保育料の2分の1	保育料の2分の1 *お子さんが平成19年4月1日以前生まれで、世帯の所得税額が千500円未満の場合、10分の7	保育料の2分の1	保育料の2分の1

保育所や幼稚園の保育料を助成する「すこやか子育て支援事業」は、福祉医療費受給者証の「対象区分及び負担者番号」の上2ケタが73、74、75、76のかたが対象です。
8月1日に更新された受給者証で右記の番号のものをお持ちのかたは、申請手続きをお願いいたします。申請書は、お子さんが通園している施設からお渡しします。
なお、このたびの受給者証の更新で、すこやか子育て支援事業の対象外になったかたへの助成は7月分までです。